

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【公開番号】特開2018-89449(P2018-89449A)

【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2018-42933(P2018-42933)

【国際特許分類】

A 6 1 C 15/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 15/02 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月30日(2018.10.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯間に挿入されて、前記歯間の清掃を行うための歯間清掃具であって、

棒状の芯部と、

前記芯部よりも軟質であって、前記芯部の先端である芯先端部を含む少なくとも一部の外面に被覆された軟質部とを備え、

前記芯先端部から前記軟質部の先端である軟質先端部までの前記軟質部の長さが0.5mm以上、2.0mm以下である歯間清掃具。

【請求項2】

前記芯先端部から前記軟質先端部までの前記軟質部の長さが0.7mm以上、1.5mm以下である請求項1記載の歯間清掃具。

【請求項3】

前記軟質部は、硬度がショアA30～ショアA50のエラストマである請求項1又は2に記載の歯間清掃具。

【請求項4】

前記芯先端部から前記軟質先端部までの前記軟質部の長さと、前記芯先端部における前記軟質部の太さとの比が、0.5～2.5の範囲内である請求項1～3のいずれか1項に記載の歯間清掃具。

【請求項5】

前記芯先端部から前記軟質先端部までの前記軟質部の長さと、前記芯先端部における前記軟質部の太さとの比が、0.7～2.1の範囲内である請求項4記載の歯間清掃具。

【請求項6】

前記軟質部には、前記芯部の軸方向と交差する方向に突出する複数の突起部が形成され、

前記複数の突起部のうち少なくとも一つは、前記芯先端部から前記軟質先端部までの間の領域に形成されている請求項1～5のいずれか1項に記載の歯間清掃具。

【請求項7】

前記軟質部には、前記芯部の軸方向と交差する方向に突出する複数の突起部が形成され、

前記複数の突起部のうち少なくとも一つが前記軟質部と接続される最も先端側の位置で

ある先端側接続位置から前記軟質先端部までの前記長さ方向の距離が、前記芯先端部から前記軟質先端部までの前記長さ以下である請求項1～5のいずれか1項に記載の歯間清掃具。

【請求項8】

前記複数の突起部のうち前記軟質先端部に最も近い位置に位置する突起部の全体が、前記芯先端部から前記軟質先端部までの間の領域に形成されている請求項6又は7に記載の歯間清掃具。

【請求項9】

前記芯部の後端側に連設され、扁平な板状形状を有するハンドル部をさらに備え、

前記複数の突起部のうち前記軟質先端部に最も近い位置に位置する突起部は、前記芯部の軸方向と交差し、かつ前記ハンドル部の面方向に沿う方向に突出する請求項6～8のいずれか1項に記載の歯間清掃具。